

ESG課題／SDGsへの取組み

ESG課題／SDGs

ESG課題・SDGsへの取組み方針

当行は地域に根差した金融機関として、お客さまや地域社会の課題解決に取り組み、地域とともに持続的に成長していくことを目指しております。

金融仲介機能、決済機能の一層の充実を図り、質の高い金融サービスの提供を通じて、持続可能な社会の実現に努めてまいります。



※ESGとSDGs

ESG : Environment (環境)、Social (社会)、Governance (ガバナンス) に関する課題のこと。
責任投資原則 (2006年に国連が公表) において、企業の長期的な投資価値を判断する際には、これらの課題に対する企業の取組みを考慮することが提唱されている。

SDGs : 2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の開発目標 (その下に、169のターゲット、232の指標がある)。

E Environment (環境)



環境方針 (2009年11月2日制定)

基本理念

大光銀行は、地域とともに歩む銀行として環境保全への取組みを社会的責任と位置づけ、事業活動を通じて環境保全活動を積極的かつ継続的に展開し、「環境にやさしい銀行」を目指します。

基本方針

1. 環境に関連する法律、規則、協定等を遵守します。
2. 企業活動が環境に与える影響を的確に把握し、環境目的、目標を定めて取り組むとともに、定期的に見直すことで、環境保全活動の継続的な改善に努めます。
3. 環境に配慮した金融商品、サービスの提供を通じ、環境保全に取り組むお客さまを支援します。
4. 省資源、省エネルギー、リサイクル活動等、環境に配慮した活動の実践により、環境負荷の低減および環境汚染の防止に努めます。
5. この環境方針を役職員全員に周知徹底するとともに、一般にも公開します。

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21世紀金融行動原則) への署名

2011年12月に「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21世紀金融行動原則)」への署名を行い、以下の原則に基づく取組みを実践しております。

原則

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

環境保全への具体的な取組み

エネルギー使用量削減への取組み

エネルギー使用量の削減のため、クールビズ・ウォームビズを中心として電力使用量の削減に取り組むとともに、ハイブリッドカーの導入や外訪活動の効率化によりガソリン使用量の削減に努めております。

環境に配慮した店舗新築

店舗を新築する際は、建築素材に再生材や間伐材を極力採用し、省エネタイプの照明機器や空調設備の導入を行っております。また、机やイスなども再生材やリサイクルのための分別設計・材料表示されたものを購入するなど環境に配慮した店舗づくりを行っております。

「環境・人にやさしい」通帳

普通預金通帳、総合口座通帳は、森林管理認証林から生産された木材を使用するなど、環境に配慮して作成された製品となっているほか、色覚の個人差を問わず、できるだけ多くの方に見やすいよう色使いに配慮したカラーユニバーサルデザインを採用しております。

無通帳預金口座

紙の通帳を発行しない環境にやさしい預金口座です。
預金残高や入金明細は「大光銀行アプリ」の「デジタル通帳」機能を利用して確認いただけます。

資源の再利用など

紙資源の再利用を目的として、名刺や新潟県内店舗で使用使用するコピー用紙に再生紙を使用するなど環境に配慮した商品を積極的に採用しております。
また、行内で使用するパソコンのプリンタートナーのリサイクルを行っております。



2018年10月に完成した新本店は、自然通風を活かした空調設備を設置



「環境・人にやさしい」通帳



デジタル通帳イメージ

環境に配慮した商品の取扱い

環境保全に取り組むお客さまを支援するため、通常よりも金利を引き下げるローン商品等を取り扱っております。

事業者のお客さま向け

●たいこう環境融資「エコライナー」

環境保護・環境保全を目的とする運転・設備資金などの場合、当行所定金利から金利を引下げいたします。さらに、事業者の皆さまの環境保全への取組み度合いについて「たいこう環境格付」により評価を行った場合には、格付ランクに応じて金利を引下げいたします。

●環境対策支援私募債

環境配慮型企業の皆さまが発行する私募債の事務委託取扱手数料を引下げいたします。

個人のお客さま向け

●住宅ローン

環境対策設備を設置している住宅の場合、当行所定金利から金利を引下げいたします。

●マイカーローン

エコカーや軽自動車を購入される場合、当行所定金利から金利を引下げいたします。



S Social (社会)

ふるさと創生私募債

私募債を発行される企業さまから当行が受け取る手数料の一部を、当行の支店がある1都4県の市区町村のうち、発行企業さまよりご指定いただいた市区町村へ、当行が金銭による寄付を行う商品です。

たいこう寄付型私募債「希望のかけ橋」

私募債を発行される企業さまから当行が受け取る手数料の一部を、当行の支店がある1都4県の社会福祉協議会のうち、発行企業さまよりご指定いただいた社会福祉協議会へ、寄付目的を指定して当行が金銭による寄付を行う商品です。

新潟県社会福祉協議会への寄付の場合、寄付目的として以下の支援事業からご指定いただけます。

- ①子ども食堂事業に対する支援、②児童養護施設・乳児院への支援、③障がい児施設への支援、④生活困窮世帯の児童への学習支援・就学支援、⑤子育てサロン支援

サービス・ケア・アテンダントの養成

すべてのお客さまから安心して当行をご利用いただけるよう、接遇資格である「サービス・ケア・アテンダント」資格を有する職員を養成しており、資格保有者は116名（2019年3月末現在）です。

寄付講座

産学連携の取組みのひとつとして、新潟県立大学にて公開講座「地域に根差す金融機関の姿」（3回シリーズ）を実施しました。



サービス・ケア・アテンダントの養成



寄付講座

社会的責任（CSR）の実践

社会貢献活動

「地域金融機関の社会的責任（CSR）」とは、安定的な資金供給、各種金融サービスの提供といった地域金融機関の本来の役割にとどまらず、さまざまな面から地域社会の持続的な活性化に貢献していくことであります。当行では、地域社会の持続的な活性化のため、地域の文化・スポーツの振興や子どもたちの金融知識の向上に積極的に取り組んでおります。

■ 長岡交響楽団の定期演奏会「大光ツインスマイルコンサート」



地域の音楽文化振興を目的に、長岡交響楽団の定期演奏会を「大光ツインスマイルコンサート」と銘打って応援しております。

金融授業



次世代社会を担う子どもたちの金融知識向上を目的に、新潟県内の中学生・高校生等を対象に金融授業を実施しております。

■ 新潟県女子駅伝競走大会



毎年長岡市で開催される新潟県女子駅伝競走大会に協賛しております。

安全対策

お客さまに安心してご利用いただけるよう、当行ではさまざまな安全対策を講じております。

■ 特殊詐欺の防止に向けた取り組み

- ATM画面での注意喚起
ATMで振込をされる場合、本当に必要な振込か、画面に確認メッセージを表示しております。
- 防止マットの設置
当行営業店の全キャッシュコーナーに注意喚起のマットを設置しております。
- ATM振込の一部利用制限
2017年8月1日以降にATMによる振込を利用していない70歳以上のお客さまにつきましては、被害防止の観点から、キャッシュカードによるお振込み機能を制限しております。



■ インターネット・バンキングでの不正送金防止に向けた取り組み

- お客さまのパソコンをウイルス感染等から防止する「サート・ネチズン」、スマートフォンからのインターネット・バンキングをより安全にご利用いただける「セキュアスター」を導入しております。
- 当行のインターネット・バンキングでは、過去に犯罪に使用されたIPアドレスからのアクセスを遮断し、不正アクセスを防止しております。また、個人向けインターネット・バンキングでは、普段と異なる環境からアクセスした場合、および不正送金と疑われる振込があった場合、「合言葉認証」を行います。
※「サート・ネチズン」「セキュアスター」は無料でご利用いただけます。くわしくは当行のホームページ <https://www.taikobank.jp/> をご参照ください。

■ 盗難・偽造キャッシュカード犯罪の防止に向けた取り組み

- ICキャッシュカードの発行
お客さまのご希望により、不正読み取りや偽造が困難なICチップを搭載したICキャッシュカードを発行しております。
- ATMコーナーの防犯設備
ATMの画面に「覗き見防止フィルター（遮光フィルター）」を装着しているほか、後方確認のための「広視野角ミラー」と防犯カメラを設置しております。
- ATMでの暗証番号変更
ATMの操作で暗証番号をいつでも変更できます。なお、「生年月日」「電話番号」など他人に類推されやすい番号はご使用いただけません。
- 払戻限度額の変更
口座毎にATMでの1日あたりの現金払戻限度額を一定の範囲内で設定できます。また、1日あたりの現金払戻限度額と1日あたりの振込・振替金額を含めた総払戻限度額も一定の範囲内で設定できます。



キャッシュカード、通帳、証書、届出印の紛失・盗難等の場合は直ちにご連絡ください。

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| 平日 8:50～17:10 | 各お取引店（ご連絡先は本誌33ページの「店舗一覧」をご参照ください。） |
| 休日および平日の上記時間外 | TEL 0258-36-4100 ATMサービスセンター |

盗難通帳およびインターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにより個人のお客さまが被害に遭われた場合、また、インターネット・バンキングの不正利用により法人のお客さまが被害に遭われた場合の補償を行っております。なお、お客さまに過失があった場合や、その他の事由により補償の対象とならない場合がございます。（盗難通帳、インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し被害への対応の詳細につきましては、当行のホームページ <https://www.taikobank.jp/> をご参照ください。）

1店舗1貢献運動

日頃より当行を支えてくださっている地域の皆さまへの恩返しを込めて、本部および各営業店において「1店舗1貢献運動」を実施しております。



長岡まつり大花火大会
早朝清掃ボランティア
(本部)



道路横断シミュレーター
体験会実施
(学校町支店)



新潟とやの湖桜まつりへの参加
義援もち作り
(新潟駅前支店)



新潟国道事務所
「ボランティアサポートプログラム」へ参加
(新潟駅前支店)



新潟県女子駅伝競走大会の補助
(コース整備・選手誘導・片付け)
(長岡東支店)

| 店舗名 | 内容 |
|--------|---|
| 《長岡地区》 | |
| 本店営業部 | 本店周辺の清掃 |
| 神田 | 町内会（長町）のゴミステーションの清掃 |
| 千手 | 長岡まつり中の柿川沿い周辺の清掃 |
| 長岡東 | 新潟県女子駅伝競走大会の補助（コース整備・選手誘導・片付け等） |
| 関原 | 関原まつり大民謡流しへの参加 関原地区「花いっぱい運動」への参加 |
| 希望が丘 | 関原まつり大民謡流しへの参加 |
| 長岡西 | 店舗周辺の清掃 |
| 中沢 | 蒼紫神社参道および悠久山公園の清掃 |
| 新保 | 新保地区遊歩道の清掃 |
| 宮内 | 機那サフラン酒本舗の庭清掃、酒蔵清掃ボランティアに参加 |
| 与板 | 与板天地人通り遊歩道の清掃 |
| 越後川口 | 地元NPO法人主催さつまいもの苗植えボランティアへ参加（春） 地元NPO法人主催さつまいもの収穫ボランティアへ参加（秋） |
| 本部 | 長岡まつり大花火大会早朝清掃ボランティアへ参加 |
| 《新潟地区》 | |
| 新潟 | 古町通りを中心とした近隣道路の清掃 |
| 沼垂 | 沼垂テラス商店街のごみ拾いおよび日吉町町内会秋祭りへ参加 |
| 新潟駅前 | 新潟国道事務所「ボランティアサポートプログラム」への参加 (店舗前歩道花壇の花植え) |
| 学校町 | 道路横断シミュレーター体験会の実施 |
| 近江 | 店舗周辺のごみ拾い |
| 小針 | 小針駅周辺の清掃、草取り |
| 小針南 | 店舗前歩道の清掃 |
| 寺尾 | 寺尾西および五十嵐東地区の清掃、草取り |
| 平和台 | 内野まつり参加後、歩道等の清掃 |
| 内野 | 内野まつり参加後、歩道等の清掃 |
| 大形 | 店舗周辺の清掃、草取り |
| 山ノ下 | 太平公園の清掃（太平自治会と合同） |
| 河渡 | 太平公園の清掃（太平自治会と合同） |
| 新潟駅南 | 新潟とやの湖桜まつり「にいがたカナル彩」での義援もち作り |
| 石山 | 粟山神社の清掃（町内会と合同） |
| 大野 | 黒崎まつり花火大会翌朝の「信濃川クリーン作戦」ボランティア参加 |
| 亀田 | 江南区二本木の赤城神社の清掃 |
| 白根 | 白根大風合戦終了後の中之口川河川敷の清掃に参加 |
| 新津 | 新津商店街の「シャッターアート」ボランティアに参加 |
| 新津西 | 新津商店街の「シャッターアート」ボランティアに参加 |
| 小須戸 | 信濃川親水緑地公園の清掃 |
| 巻 | 巻祭り後の商店街ごみ拾い |
| 豊栄 | 豊栄駅北口駅前通りの清掃 |

| 店舗名 | 内容 |
|--------|---|
| 《下越地区》 | |
| 五泉 | 五泉駅周辺歩道の清掃 |
| 村松 | 村松のぼり旗祭り後のアーケード通り商店街の清掃 |
| 水原 | 「七夕夜店」前の店舗周辺、アーケードの清掃 |
| 安田 | 店舗前のチューリップ花壇作りおよび店舗周辺の清掃 |
| 津川 | 商店街のバス停建物の清掃、草取り |
| 新発田 | 新発田商店街と寺町周辺の清掃 |
| 新発田西 | 新発田まつりに合わせて店舗周辺の清掃、草取り |
| 中条 | 店舗周辺の清掃 |
| 村上 | 村上大祭に参加（おしゃぎりの引き手、観光客・参加者へのドリンクサービス） |
| 《中越地区》 | |
| 三条 | 三条祭り、東三条商店街夜店市会場の草取り |
| 東三条 | 三条祭り、東三条商店街夜店市会場の草取り |
| 吉田 | 吉田駅裏駐輪場周辺の清掃 |
| 燕 | 燕祭り翌朝の戸隠神社周辺の町内清掃 |
| 見附 | 見附商店街アーケードの清掃 |
| 加茂 | 加茂市穀町商店街秋祭りの手伝い |
| 柏崎 | えんま市開催期間中の町内清掃 |
| 柏崎南 | えんま市開催期間中の町内清掃 |
| 十日町 | 十日町雪まつり開催後の会場周辺清掃 |
| 中里 | 中里商工会女性部主催の「花いっぱい運動」に参加し、花の苗植え |
| 六日町 | 「中町通り 花いっぱい会」花の植え替え作業への参加 |
| 小出 | 店舗周辺のアーケード内の清掃、草取り |
| 小千谷 | 地元NPO法人主催さつまいもの苗植えボランティアへ参加（春） 地元NPO法人主催さつまいもの収穫ボランティアへ参加（秋） |
| 《上越地区》 | |
| 高田 | 高田公園のごみ拾い（お取引先企業との合同） |
| 直江津 | 毘沙門公園の清掃 |
| 糸魚川 | 駅前海望公園の清掃 |
| 《佐渡地区》 | |
| 両津 | 佐渡梅津海岸の清掃 |
| 佐和田 | 佐渡国際トライアスロン大会前の会場周辺道路、歩道の除草作業および清掃 |
| 《県外地区》 | |
| 前橋 | 献血センターにて献血 |
| 川口 | 川口神社周辺の清掃 |
| 大宮 | 土手町の夏祭り参加と祭り終了後の会場清掃 |
| 上尾 | 店舗周辺の清掃 |
| 桶川 | 桶川祇園祭後の歩道清掃 |
| 鴻巣 | 鴻巣夏祭り神輿担ぎおよび祭り後の店舗周辺の清掃 |
| 東京 | 豊島区西池袋公園の清掃 |
| 横浜 | 馬車道商店街の清掃 |

G Governance (ガバナンス)



「イクボス宣言」および「イクボス企業同盟」への加盟

「働きがいのある職場環境づくり」を促進する取組みとして、「イクボス宣言」を行うとともに、新潟県内金融機関では初めて、「イクボス企業同盟」へ加盟しました。



コーポレート・ガバナンス

1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実が、株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの支持と信頼の確立を目指すための最も重要な経営課題の一つと位置付け、株主共同の利益とステークホルダーとの協働を確保しつつ、経営活動や意思決定の透明性向上に努め、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組むこととしております。

当行は、銀行業務に精通した取締役による意思決定機能および独立した複数の社外取締役による公正かつ透明性の高い経営監督機能を有する取締役会と、常勤の監査等委員である取締役による高度な情報収集力と過半数の社外取締役を有することによる強固な独立性を有する監査等委員会による監査等委員会設置会社を採用しております。

2 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当行は、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として「監査等委員会設置会社」を採用しております。

業務執行、監査に係る当行の機関等の内容（2019年6月25日現在）は次のとおりです。

①取締役会

取締役会は代表取締役頭取が議長を務めており、客観的かつ合理的判断を確保しつつ報告・審議および当行の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督することとしております。

②常務会

取締役会で決定した基本方針に基づき経営に関する重要事項を協議する機関として、代表取締役会長、代表取締役頭取、専務取締役、常務取締役2名、取締役および常勤の監査等委員である取締役により構成される常務会を取締役会の下に設置しており、代表取締役頭取が議長を務めております。常務会は原則、毎週開催されております。

③経営委員会

常務会の諮問機関として、「信用リスク管理委員会」・「コンプライアンス委員会」・「ALM委員会」・「システム投資委員会」の4つの経営委員会を設置し、経営に関する重要な課題について各部門間の連携を図り、協議・調整を行っております。

各委員会の議事結果につきましては、常務会の各員に報告しているほか、重要な事案については常務会で協議し、取締役会で決定しております。

イ. 信用リスク管理委員会

与信に係るリスク管理と適切な与信ポートフォリオの構築を目的に設置しており、事務局である経営管理部の担当役員である

常務取締役が委員長を務めております。委員会は必要に応じて適宜開催し、常勤の監査等委員が出席することとしております。

ロ. コンプライアンス委員会

法令等の遵守体制を確立し、コンプライアンス意識の高い企業風土の実現を目的に設置しており、代表取締役頭取が委員長を務め、事務局は総合企画部が担っております。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員が出席することとしております。

ハ. ALM委員会

リスク量の計測や分析を通じ、安定した収益の確保を目指すことを目的に設置しており、代表取締役頭取が委員長を務め、事務局は経営管理部が担っております。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員が出席することとしております。

二. システム投資委員会

戦略的・効率的なシステム投資を行うことを目的に設置しており、代表取締役頭取が委員長を務め、事務局は総合企画部および事務・システム統括部が担っております。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員が出席することとしております。

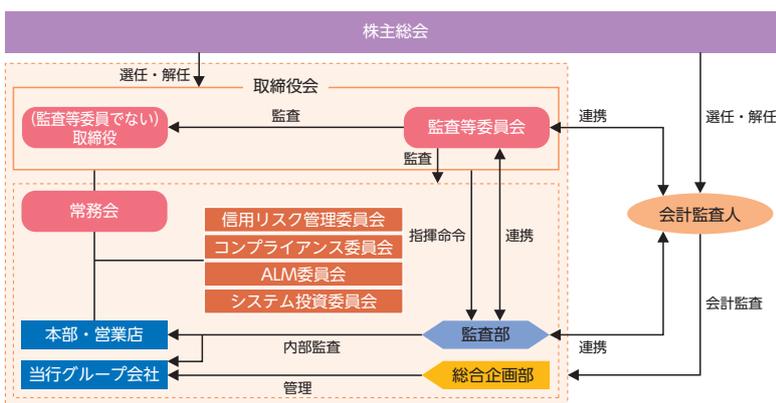
④監査等委員会

監査等委員である取締役および監査等委員である社外取締役4名の計5名で構成される監査等委員会は、原則月1回開催するほか、常勤の監査等委員が常務会および各経営委員会に出席し、取締役の職務の執行および業務全般について監査を行うこととしております。

⑤会計監査人

会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。会計監査人は、法令等に基づき当行の計算書類等を監査しているほか、財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果を監査しております。

〔コーポレート・ガバナンス体制図〕



3 企業統治に関するその他の事項

①内部統制システムの整備の状況

当行は、「内部統制の体制整備の基本方針」を取締役会の決議により定めており、本方針に基づき内部統制システムの整備に取り組んでおります。

内部統制につきましては、法令等の遵守、各種リスクの状況把握と適切な対応が経営の健全性維持と収益力強化のための最重要課題であると位置づけております。

コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理の適切性・有効性については、被監査部門から独立した頭取直轄の監査部が各部署に対し内部監査を実施し、その検証を通じて経営管理の改善に努めております。

監査等委員会は、業務の執行状況について諸法令や行内規程との適合性に関する監査を実施することとしております。

②子会社・関連会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当行の子会社・関連会社における業務の適正を確保するため、子会社・関連会社管理の基本的事項として「子会社・関連会社管理規程」を定め、子会社・関連会社から必要な事項について協議または報告を受けるなど、適切な管理を行っております。また、当行の内部監査部門である監査部が子会社・関連会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査しております。

③責任限定契約の内容と概要

当行は、社外取締役との間において、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

4 社外役員の状況

①社外取締役の員数

当行の社外取締役は4名であり、いずれも監査等委員であります。

②社外取締役との関係

社外取締役の細貝巖、鈴木裕子、渡辺隆、坂井啓二は、当行との間において通常の銀行取引があるほか、当行株式を保有しており、その所有株式数は2019年6月25日現在で細貝巖が700株、鈴木裕子が500株、渡辺隆が400株となっております。

また、細貝巖が社外取締役を務めるアクシアルリテイリング株式会社および渡辺隆の出身会社である株式会社新潟日報社と当行との間において通常の営業取引および資本取引があります。

いずれの取引も取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

③選任状況に関する考え方、企業統治において果たす機能および役割

細貝巖につきましては、弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を持ち合わせており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

鈴木裕子につきましては、長年にわたり新潟県の行政に携わり幅広い知識と豊富な知見を有しており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

渡辺隆につきましては、公共性・倫理性の高い報道機関出身者であり、また、会社経営者としての幅広い見識を有しており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

坂井啓二につきましては、公認会計士、税理士としての豊富な経験と専門的見地から企業会計に関して高い実績をあげており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

当行は、社外取締役の独立性判断基準を次のとおり定め、適切に運用しております。

④取締役の定数

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）は15名以内、監査等委員である取締役は6名以内とする旨定款に定めております。

⑤取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑥取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ. 自己株式の取得

会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、市場取引等による自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。

ロ. 中間配当

会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。

⑦株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の法定数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

〔社外取締役の独立性判断基準〕

当行における社外取締役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう）
4. 当行から多額の寄付等を受けている者またはその業務執行者
5. 当行の主要株主またはその業務執行者
6. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
ア. 上記1～5に該当する者
イ. 当行の子会社・関連会社の業務執行者および業務執行者でない取締役

※定義

「最近」：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合などを含む。

「主要な」：直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定する。

「多額」：過去3年平均で、年間1,000万円以上

「主要株主」：議決権比率10%以上

「重要でない者」：「会社の役員・部長クラスの者や、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等」ではない者

「近親者」：配偶者および二親等以内の親族

上記の独立性判断基準に照らし、社外取締役全員が当行からの独立性を有していると考えられることから、当行は東京証券取引所に対し、全員を独立役員として届出しております。

ESG課題／SDGsへの取組み

④ 社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員会監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係
監査等委員会において、常勤の監査等委員である取締役が非常勤の監査等委員である社外取締役に対し、常務会や経営委員会での協議内容、内部監査部門による内部監査の状況などについて説明を行うこととしているほか、監査部長が年2回監査等委員会に出席し、監査等委員である社外取締役との的確な情報共有を図ることとしております。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において説明を受けた内部監査の状況などについて意見を述べるなど、監査等委員間の情報共有のもと、監査部との相互連

携を図ることとしております。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、会計監査人から定期的な監査概要および監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、連携を図ることとしております。

常勤の監査等委員である取締役は、内部統制の整備・運用状況について、半期ごとに内部統制部門より報告を受けるとともに、その結果を適宜監査等委員会において説明することとしております。非常勤の監査等委員である社外取締役は、こうした的確な情報共有のもと、監査等委員会において内部統制の整備・運用状況について、外部者の立場から意見を述べるなど、監査等委員間の情報共有のもと、監査部との相互連

5 監査の状況

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会監査につきましては、毎年、年度の監査方針、監査計画および業務・財産状況の調査方法を立案し、会計監査人・内部監査部門の監査の立会い、担当取締役への質問・確認、関係書類の閲覧・突合等を通じて行うこととしております。

原則毎週開催される常務会には常勤の監査等委員1名が出席し、経営や事業に関する事案について意見を述べる機会を確保することとしております。また、監査等委員会の職務の補佐を行うため、他の部署から独立した専任の使用人を配置しております。

監査等委員会は、原則月1回開催することとしているほか、常時当行の経営状況の監視を行うこととしております。また、事業年度における取締役の職務の執行に関して、監査等委員会における審議のうえ監査報告書の作成や取締役への通知を行い、定時株主総会において株主に報告することとしております。

② 内部監査の状況

イ、内部監査につきましては、当行の業務運営および財産管理の実態を検証し、諸法令、定款や社内規程への準拠性を確かめることを目的とし、内部監査部門である監査部（2019年3月末現在14名）が実施しております。監査部は、頭取直轄となっており、被監査部門に対して十分な牽制機能が働く独立組織であることから、内部統制の適切性を確保できる体制となっております。

監査部は、毎年度取締役会の承認を受けた内部監査基本方針および基本計画に基づき、営業店、本部、当行グループ会社、外部委託先等について原則として年1回監査を実施しております。監査部長は内部監査、外部委託先等に対

する監査終了後、指摘した問題点やこれに関する評価・意見について報告書を作成し、頭取、常務会に報告するほか、年間の総括報告については取締役会に報告しております。また、営業店に対する内部監査については、コンプライアンス委員会に報告しております。

ロ、監査等委員会は、監査部より毎月定期的に内部監査の状況等について報告を受け、意見交換を行うこととしております。また、監査等委員会と会計監査人は、相互に監査概要を説明するとともに、監査等委員会は会計監査人から定期的に監査結果の報告を受け、意見交換を行うなど、連携を図ることとしております。

監査部と会計監査人は、会計監査人が監査部に対しヒアリングを実施し、監査方針や監査の課題、主な指摘事項の改善状況について説明を受けるなど、連携を図っております。

ハ、監査部は、内部統制部門（総合企画部）が事務局を務めるコンプライアンス委員会において内部監査の実施結果を報告しているほか、委員会には常勤の監査等委員1名が出席することとしております。

常勤の監査等委員である取締役は、内部統制の整備・運用状況について、半期ごとに内部統制部門より報告を受けるとともに、その結果を適宜監査等委員会において説明することとしております。

会計監査人は、監査等委員会に対し四半期ごとに会計監査に関する報告をすることとしており、総合企画部は報告に基づき本部各部に対し必要に応じて体制整備または改善を指示することとしております。また、総合企画部は、体制整備および改善の状況について、監査等委員会および会計監査人に報告することとしております。

6 会計監査の状況

① 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 業務を執行した公認会計士

青木 裕晃氏

石尾 雅樹氏

③ 監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士11名、公認会計士試験合格者等2名、その他6名であります。

④ 監査法人の選定方針と理由

当行は、会社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計

監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

監査等委員会は、会計監査人を評価基準に基づき評価した結果、会計監査人の解任または不再任の決定の方針には該当しないと判断し、会計監査人を再任いたしました。

⑤ 監査等委員および監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人を評価基準に基づき評価した結果、会計監査人に求められる独立性、専門性ははじめ適切な監査品質に基づき職務の遂行が適切に行われる態勢が整備されており、会計監査人としての適切性を確保していることを確認しております。